令和6年度 学校いじめ防止基本方針

県立柏崎特別支援学校のぎく分校

はじめに

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。(いじめ防止対策推進法第2条)

いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。(県条例第2条2項)

指導の構え

- (1)児童生徒が安心して学校生活が送れるように、個に応じた指導を行う。
- (2)「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる可能性がある」ことを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していく。
- (3) 学校はいじめの未然防止・早期発見・即時対応の具体的な対策を組織として取り組んでいく。



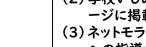
いじめ対策委員会

〈定例開催(月 I 回)〉 運営委員会構成メンバー + 養護教諭

〈いじめ認知事案発生時〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(いじめ対 策推進教員)、教育相談・地域支援部主任(Co)、 学部主事、養護教諭、生徒指導部員、当該児童生 徒関係教職員、スクールカウンセラー

- ※必要に応じ、病棟職員にも参加を要請する。
- (1) いじめの未然防止の体制整備
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた児童生徒への相談及び支援
- (4) いじめを行った児童生徒に対する指導
- (5) いじめを受けた児童生徒の保護者への説明
- (6) いじめを行った児童生徒の保護者への説明
- (7)その他の児童生徒への対応
- (8) 関係機関との連携と支援等の依頼
- (9) 教職員研修の実施



(1) 転入時において、いじめの防止等に関する 保護者責務と学校基本方針、具体的な取 組について伝え、意識啓発を行う。

家庭との連携

- (2) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載し、周知を図る。
- (3) ネットモラル等の情報提供を行い、子どもへの指導の協力をお願いする。

病棟との連携

- (I)児童生徒の病状や病棟での様子、人間関係等について、緊密な情報交換を行う。
- ※毎朝のモーニングカンファレンスや週 I 回の ブリッジカンファレンス、月 I 回の病学運営委 員会に学校職員が参加し、共通理解を図る。
- (2)「学校いじめ防止基本方針」について病 棟職員に共通理解を図り、必要に応じて いじめ対策委員会への参加を要請する。

関係機関等との連携

警察、児童相談所、教育委員会、福祉と連携 し、必要に応じて協力を依頼する。



発達支持的生徒指導

- (1)全ての児童生徒にとって安全で安心な学校、学級づくり
- (2)人権教育、市民性教育の充実

課題未然防止教育

- (1)分かる授業づくり(個に応じた指導の充実)
- (2)道徳教育の充実
- (3)総合的な学習の時間の充実
- (4)特別活動や自立活動の充実(ソーシャルスキルトレーニングやソーシャルエモーショナルラーニング等)
- (5) 社会的資質・能力の育成
- (6) インターネットによるトラブル防止のための情報モラル教育の実施

課題早期発見対応

- (1)児童生徒の適切な実態把握
- ・日々の健康観察や日常の児童生徒の行動観察
- 連絡帳や生活ノートのやりとり
- (2) 定期的な調査の実施
- ・児童生徒対象の生活アンケートの実施(年3回)と教育相談の充実
- ・保護者対象の学校評価アンケート
- (3)職員間の情報共有
- ・いじめ対策委員会(月1回)
- ・児童生徒理解の会(月1回)
- ・各学部会での児童生徒情報交換(週 | 回)
- ・毎朝の職員朝会と各学部打ち合わせ
- (4)病棟との情報共有
- 毎朝のモーニングカンファレンス
- ・ブリッジカンファレンス(週 I 回)
- ·病学運営委員会(月1回)
- (5)保護者との情報共有
- ・連絡帳、電話等の定期連絡や個別面談

困難課題対応的生徒指導(いじめの即時対応の取組)

- (1)教育委員会へ報告
- (2)組織を活用した状況調査
- (3) いじめを受けた児童生徒の相談及び支援
- (4) いじめを行った児童生徒への指導
- (5) いじめを受けた児童生徒の保護者への説明
- (6) いじめを行った児童生徒の保護者への説明
- (7)その他の児童生徒への対応
- ※いじめの認知は、いじめ対策委員会で行う。教職員はいじめの兆候や生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要と個人で判断せずに、全て同組織に報告・相談する。アンケート結果と対策委員会の記録は5年間保存し、生徒の進学・進級・転学時に適切に引き継ぎや情報提供できる体制をとる。

重大事態への対応

- (1)重大事態とは
- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。)
- ③児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき
- (2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告を行い、その事案について指導・助言を受ける。

- ◎学校が調査主体となった場合の対応
- ①組織による調査体制を整える。
- ②組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑤教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ◎学校の設置者が調査主体となった場合の対応
- ①設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。